

# 米原市立伊吹小学校いじめ防止基本方針（令和２年度）

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめにあたるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

### （１）いじめの定義・・・いじめの定義の解釈

- けんか、ふざけ合いであっても背景にある状況を調査し、児童生徒の感じる被害性に着目し、学校いじめ対策組織等でいじめに該当するか否かを判断するものとする。
- いじめと判断した場合も、すべて厳しい指導を要する場合であるとは限らない。いじめという言葉を使わず柔軟に対応することも可能であるが、いじめの訴えがあった場合は必ず、学校いじめ対策組織へ情報共有し、判断するものとする。

### （２）学校いじめ防止基本方針を定める意義

- 教職員が個々にいじめを抱え込まず、組織で一貫して対応できるようにするため。
- 発生時に学校の対応をあらかじめ示すことは保護者、児童に安心感を与え、加害行為の抑止となる。
- 加害者が事後、人として成長していくことを支援するという視点を位置づける。

上記の考え方のもと、本校では、全ての教職員が「いじめは、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童が、「いじめをしない子、させない子、見逃さない子」を合い言葉に「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定する。

なお、この方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号）第１３条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成２５年１０月１１日 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成２９年３月 文部科学省）「米原市いじめ防止・対応マニュアル」（平成２８年１２月改訂）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

### （３）いじめ防止のための基本姿勢として、次の６つの視点をあげる。

- ①「いじめを絶対に許さない」学校づくりに向けて共通理解・共通実践を進める。
- ②児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を高める「心の教育」を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、子どものＳＯＳを見逃さない様々な手段を講じる。
- ④いじめが発生した場合は、迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応を進め、早期解決のため、学校内だけでなく、関係機関等と連携して解決にあたる。

- ⑤学校と家庭・関係機関と協力して事後指導にあたる。
- ⑥校内研修において、教職員のいじめに対する理解を深め、鋭い人権感覚を高める。

## 2 いじめの未然防止のための取組

少人数学級のため、人間関係の固定化傾向の見られる学校であるという危機感をもって、児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教職員が一人ひとりの児童が大切にされる授業や主体的な学びの創造・心の通い合う生活指導を心がけ、児童の学ぶ力の向上を図るとともに、学習や活動に対する達成感・成就感を育む。また、話し合い活動を充実させ、安心して過ごせる居場所づくり、自己有用感を味わえる仲間づくり等から、他者と関わる力を高めさせるとともに一人ひとりの児童の自尊感情を育むことができるように努める。

特別の教科 道徳の時間には、命の大切さ、他者を思いやる心、より高い人権意識等について指導を行うとともに、全教育活動における道徳教育を充実させる。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。

### (1) いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。

#### ①いじめ撲滅メッセージの掲示

わたしたち伊吹小の教職員は、「いじめを絶対に許さない」というメッセージを各教室などに掲示し、児童にアピールをする。

#### ②伊吹小学校の通信簿

各学期末に自分たちの学校生活を見直す。

#### ③思いを伝え合う取組

かかわりを豊かにし、思いやりや感謝の気持ちをもち、かつ自尊感情が高まる手立てとして、他者への思いを伝え合う取り組みを工夫する。

#### ④特別の教科 道徳の学習

毎週水曜日を特別の教科 道徳の学習の日と位置づけ、道徳の学習において、「日頃の生活の中での自己を見つめる時間」とし、より豊かな心の醸成に努める。

### (2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

#### ①一人ひとりが活躍できる学習活動

- ・児童が主体的に取り組める学ぶ力向上策の実践
- ・児童の自発的な活動を支える代表委員会活動と、各委員会活動との連動
- ・たてわり活動での異学年交流の充実

#### ②人とのかかわり方を身につけるための取組

- ・思いを伝え合う取組の工夫
- ・縦割り（異年齢）活動・他学年との合同学習、地域の人々、他の学校との交流活動等で多様な人と関わり、高め合う取組を推進する。
- ・教育相談の取組
- ・毎日のあいさつの取組
- ・休み時間、昼食時間での子どもたちとのふれあい

#### ③安心して自分を表現できるように

- ・学習の約束の全学年共通理解

・家庭との連携の推進

④人や自然事象、社会事象とつながる喜びを味わう体験活動

友だちとわかり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことで、コミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性の育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決にむけての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」 という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察をていねいに行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていくことが必要である。

イ 気になる児童がいる場合は生徒指導委員会や職員会議の場において気づいたことを共有し、より複数の目で当該児童を見守る。

ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が児童の状況や発達段階等に応じた迅速かつ適切な働きかけを行い児童に安心感を持たせるとともに、問題の有無を確かめる。また解決すべき問題がある場合には、教育相談活動で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

エ 「こころのアンケート」を行うとともに、教育相談月間を設け、児童の悩みや課題、対人関係等を把握し、いじめの未然防止に努め、いじめのない学校づくりをめざす。

オ 学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況（アンケート、個人面談等の実施状況）を評価項目に位置づけ、保護者や外部関係者との共通認識のもとでの連携を図る。

(2) いじめの早期解決のために、全教職員が組織的に問題の解決にあたる。

ア いじめを発見した時には、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ防止対策委員会および職員会議で対応を協議し、学校長以下全教職員の共通理解のもと、的確な役割分担をして組織的にいじめ問題の早期解決にあたる。

イ 情報収集、実態把握を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童の言動に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

ウ 傍観者の立場にいた児童達にも「いじめに加わっていることと同様である」ということを指導する。

エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。

オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携をとりながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携を一層密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに家庭での様子や友だち関係についての情報を収集し、指導に生かすこととする。内容によっては、決して学校内だけで問題解決に臨む

ようなことはしない。

イ 学校や家庭になかなか話すことのできないような状況であれば、「しがチャイルドライン」等いじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

ウ 保護者に「心の育ちチェックシート」の記入をお願いし、いじめなどの早期発見に努める。

#### (4) いじめの防止の措置について

○「解消している」状態の2要件の確認を行う。

ア いじめに係る行為が止んでいること。

・心理的物的行為が止んでいる状態が少なくとも3カ月継続していること。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

・心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認する。

※ 解消していると判断しても再発の可能性がある場合も含め、事後は日常的に注意深く観察する。

### 4 いじめ問題に取り組むための校内組織

#### (1) 学校内の組織

##### ①生徒指導委員会（職員会）

月1回全教職員で、児童の現状や指導についての情報交換および共通実践や対応策についての話し合いを行う。

##### ②いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、関係職員によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

重大事態は、事実関係が確定した段階で対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。被害児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査・対応を迅速に進める。

#### (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

急を要するいじめ問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに、生徒指導主任、教頭に報告する。また、状況によっては、緊急いじめ防止対策委員会を開き、迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制を整え、早期に対応する。緊急いじめ防止対策委員会は、必要に応じて、以下のメンバーを要請する。

校長、教頭、生徒指導主任、PTA会長、PTA副会長、米原警察署員  
主任児童委員、市教育委員会関係者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、各関係機関の関係者